

## 東京都土地利用審査会の概要

- |   |      |                                                                          |
|---|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 根 拠  | 国土利用計画法第 39 条第 1 項の規定による都道府県の必置機関                                        |
| 2 | 性 格  | 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による執行機関の附属機関                                     |
| 3 | 構 成  | 知事が議会の同意を得て任命する委員 5 人で組織<br>(法第 39 条第 3 項及び第 4 項、都条例*第 2 条第 1 項)         |
| 4 | 組織運営 | 都道府県の条例で定める。(法第 39 条第 10 項)<br>*東京都土地利用審査会条例(昭和 49 年 10 月 16 日条例第 121 号) |
| 5 | 権 限  | 国土利用計画法の規定によりその権限に属された次の事項を処理する。<br>(法第 39 条第 2 項)                       |
- (1) 知事が行う規制区域の指定、指定の解除及び指定区域の減少について確認すること (法第 12 条第 6 項、第 13 項及び第 15 項)
  - (2) 規制区域内における土地に関する権利の移転等の許可申請に係る許可基準の運用について意見を述べること (法第 16 条第 2 項)
  - (3) 許可申請についての知事の処分に係る審査請求の受理、裁決及び公開による口頭審理 (法第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項)
  - (4) 土地に関する権利の移転又は設定後の土地の利用目的に関する知事の勧告について意見を述べること (法第 24 条第 1 項)
  - (5) 知事が行う注視区域の指定、指定の解除及び指定区域の減少について意見を述べること (法第 27 条の 3 第 2 項、第 4 項及び第 5 項)
  - (6) 注視区域における土地売買等の契約に関する知事の勧告について意見を述べること (法第 27 条の 5 第 1 項)
  - (7) 知事が行う監視区域の指定、指定の解除及び指定区域の減少等について意見を述べること (法第 27 条の 6 第 2 項、第 4 項及び第 5 項)
  - (8) 監視区域における土地売買等の契約に関する知事の勧告について意見を述べること (法第 27 条の 8 第 1 項)
  - (9) 遊休土地に関する知事の勧告について意見を述べること  
(法第 31 条第 1 項)
  - (10) 前記(3)を除く所掌事務を処理するとき、関係区市町村長の出席を求めて意見を聴くこと (法第 39 条第 9 項)

## 東京都土地利用審査会委員名簿（第 17 期）

【任期：令和 4 年 10 月 25 日から令和 7 年 10 月 24 日まで】

氏 名	専門分野	現 職	委員歴
もりもとあきのり 森 本 章 倫	都市計画	早稲田大学 理工学術院教授	2 期
はらじゅり 原 珠 里	農 林 業	東京農業大学 国際食料情報学部教授	2 期
よしだなおこ 吉 田 尚 子	法 律	弁護士 山本・吉田法律事務所	1 期
いなばまさみ 稲 葉 勝 巳	不動産鑑定	不動産鑑定士 (一財)日本不動産研究所 理事 業務部長	1 期
まちだれいこ 町 田 怜 子	自然環境保全	東京農業大学 地域環境科学部教授	1 期